

令和3年6月2日

慶應 SFC 学会 御中

研究成果報告書

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
後期博士課程3年 栗原佑介

1. 掲載論文の概要

研究成果発表(学術雑誌論文掲載料)助成対象となったのは、以下の論文である。

・拙稿「不正競争防止法における「技術上の情報」および弁理士法における「技術上のデータ」の意義に関する一考察」情報処理学会論文誌 62 巻 4 号 (2021) 1162-1171 頁

本稿は、その概要のとおり、日本の不正競争防止法、弁理士法で用いられる「技術上の情報」、「技術上のデータ」の意義を明らかにするものである。これらの用語は、営業秘密、限定提供データの保護要件だけでなく、「営業上の情報」、「営業上のデータ」と区別する要件でもある。そこで、まず、営業秘密制度、限定提供データ制度の沿革をそれぞれ概観した。

その次に、これらの用語に関する先行文献や裁判例を調査し、さらに、わが国における「情報」の法的意義、欧州において DSM (デジタル単一市場) 戦略の一環として、データ・プロデューサ権が検討されていることから、保護対象としての「情報」の位置づけについて分析した。その結果、情報の違いには一定の意味があるが、営業上または技術上といった区別はデジタルマーケティングの実情を考えると、無意味化していることを明らかにした。

2. 研究成果

限定提供データに関する論考は、立法担当者や実務家の今後の活用方法についての検討などにとどまっている現状において、理論的な問題提起をした点において新規性がある。また、知的財産と個人情報の交錯が現実で起きる中、理論的に問題提起をしている点で独創性があり、さらに、これまで、自明とされていた営業秘密や限定提供データの「技術上の情報」か「営業上の情報」という法的効果が異なる区分についても、その区別が困難になることを明らかにしている。つまり、今後の実務的な観点からもインパクトが大きい。

3. 研究成果の今後の活用

データの区分による保護の違いについては、日本法特有の問題であることは、本稿公表後に、既に、別の研究者からも指摘されている (山根崇邦「アメリカにおける営業秘密の保護 (3・完) - 連邦営業秘密防衛法(DTSA)の運用実態と日本の営業秘密訴訟との比較 -」知的財産法政策学研究 59 号 (2021 年 5 月) 7 頁以下)。

今後問題意識をアカデミアでも共有すべく、積極的に情報発信することが必要であると考えている。

4. 謝辞

研究助成を採択いただいた慶應 SFC 学会に感謝を記します。

以 上